株式分割に関する基準日設定公告

2026 年 10 月 15 日

株主各位

神奈川県綾瀬市大上五丁目 14 番 15 号
株式会社メイコー
代表取締役　名屋佑一郎

当社は、2026 年 9 月 28 日開催の取締役会において、2026 年 11 月 2 日をもって、当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を 2026 年 11 月 1 日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には 2026 年 10 月 30 日（金曜日））と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

１．株式分割後のご所有株式に関する案内は、2026 年 12 月初旬頃にお届けご住所にお送りする予定でございます。

２．2026 年 11 月 2 日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。

３．（１）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。

（２）特別口座に関する各種手続きは、以下の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関　　三井住友信託銀行株式会社
お問合せ先　　〒168-0063　東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～17:00
（土・日・祝日および 12/31～1/3 を除く）